

若桜町監査告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成28年10月3日

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成28年9月30日（金）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 町土整備課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - 上下水道事業の収納状況について
 - ア 現年度分及び滞納繰越分の状況
 - イ 収納未済額の督促状況（手続き等また今後の対応予定）
 - ウ 各料金における消滅時効
 - その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点 (1) 効率的な組織運営がなされているか。
(2) 法令を遵守して事務事業が執行されているか。
- 5 監査の結果 各種料金の滞納金額について、現状説明を聴取した。未納金額が年々増加しているが、ここ2～3年不納欠損等の処理はなく、督促状況もよろしくない。それぞれの料金で時効期間も違うことから、督促、回収見込、時効等を勘案し、督促状況、回収見込の調査を厳正に実施し、時効の確定や回収見込の全くないものについては、不納欠損等の処理を行われたい。

以上